

## 「経営者保証に関するガイドライン」にかかる取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）の趣旨や内容を踏まえ、経営者保証に依存しない融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

### 1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

農業者等から資金調達のお申込みがあった場合、経営状況や資金用途等を総合的に分析し判断を行い、経営者保証を求めない可能性や代替的な融資手法の活用について、取引先の意向を踏まえた上で検討します。

### 2. 経営者保証の契約時の対応について

(1) 経営者保証契約を締結する場合は、主たる債務者及び保証人へ保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 保証金額の設定をする際には、保証人の資産及び収入の状況・融資額・信用状況・物的担保の設定状況を総合的に勘案し、形式的に保証金額を融資額と同額とせず、適切な保証金額を設定します。

### 3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

(1) 農業者等から既存保証契約の変更・解約の申し入れが受けた場合は、ガイドラインに基づき経営者保証の必要性等について検討を行い、その検討結果を主たる債務者及び保証人に丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 事業継承が行われた際には、前経営者の保証債務を後継者へ当然に引き継がせるのではなく、保証契約の解約を踏まえ検討を行い、その結果を主債務者及び後継者に丁寧かつ具体的な説明を行います。

検討の結果、経営者保証契約を締結する場合には、前経営者・後継者の双方から二重で経営者保証を求めないことを原則とし、例外的に二重の保証を求める場合には主債務者及び後継者に丁寧かつ具体的な説明を行います。

### 4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する際には、保証金額全額に対して行うのではなく、保証履行時の保証人の資産状況を勘案し、適切な履行の範囲を決定します。

以上

令和6年3月  
埼玉ひびきの農業協同組合